入　札　公　告

地方公務員等共済組合法施行規程第28条に基づき、次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年５月22日

警察共済組合埼玉県支部長　小澤　孝文

記

1　委託内容

(1)　業務名及び予定人数

特定保健指導業務委託（単価契約）

動機付け支援590人、積極的支援800人

(2)　委託案件の仕様等

別添仕様書による。

(3)　履行期間

契約締結日から令和９年12月31日まで

(4)　履行場所

警察共済組合埼玉県支部が指定する場所

(5)　入札方法

入札金額は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」付属資料1-3：標準的な見積様式の例を参考にして積算した従量単価に予定人数を乗じた総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額が１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望単価に執行予定数量を乗じて得た額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

入札書は、郵便又は持参により提出すること。

なお、提出の際は二重封筒とし、入札書は中封筒に密封の上、中封筒及び外

封筒の封皮に、氏名（法人の場合は名称及び商号）及び「特定保健指導の入札書在中」と朱書きし、中封筒には封筒ごとに入札の回数（「初度」「再度」）をあわせて明記すること。

2　競争入札参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定を準用し、当該規定に該当しない者であること。

(2)　埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年４月１日施行）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(4)　埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年４月１日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5)　過去３年間に、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合もしくは他の保険組合との同種契約履行実績が複数回以上あること。ただし、契約の規模は当支部と同程度とする。

(6)　社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録し、特定保健指導機関番号を取得していること。

(7)　プライバシーマーク・ＩＳＭＳ等の個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること。

3　入札参加資格の確認

(1)　提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

一般競争入札参加資格申出書

履行証明書又は契約業務を誠実に履行したことが証明できる資料

(2)　提出先

令和８年６月５日（金）午後３時までに下記の場所あて郵送又は持参すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号（郵送の場合）

埼玉県さいたま市浦和区高砂４丁目10番15号（持参の場合）

埼玉県警察本部警務部厚生課内警察共済組合埼玉県支部　坂口

電話048－832－0110（内線2813）

(3)　入札参加資格の確認結果

入札参加資格の有無の審査結果については、令和８年６月10日（水）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付するものとする。

4　入札書の提出及び開札

前記３（３）において入札参加資格を有すると通知された者は、以下の期間までに入札書を提出すること。

(1)　入札書受付期間

ア　郵送による場合

令和８年６月22日（月）午後５時必着

イ　持参による場合

令和８年６月23日（火）午前10時必着

(2)　提出先

前記３(２)と同じ

(3)　開札の場所及び日時

警察共済組合埼玉県支部事務局

令和８年６月23日（火）午前11時

(4)　契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

前記３(２)と同じ

5　入札保証金

入札者は見積もった契約希望金額に消費税を乗じ、入札保証金の率（100分の５以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「規則」という。）を準用し、規則第93条第２項の規定に該当する場合は、免除する。この場合、規則第93条第２項第１号及び第２号に該当する場合はその契約の証等を、規則第93条第２項第３号に該当する場合は履行証明書等を、一般競争入札参加資格確認申請書とともに提出するものとする。

なお、入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当するものとする。

6　入札の執行

入札に参加する者の数が１者であっても、入札を執行する。

7　契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、地方公務員等共済組合法施行規程第32条及び規則第81条第２項に該当する場合は、免除する。

8　入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ　入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ　記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

エ　代理人で委任状を提出しない者がしたもの

オ　他人の代理を兼ねた者がしたもの

カ　２以上の入札書を提出した者がしたもの又は２以上の者の代理をした者がしたもの

9　契約書作成の要否

要

10　落札者の決定方法

(1)　地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(2)　落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は１回とする。初度の入札において無効の入札をした者は、再度入札に加わることはできない。

(3)　最低制限価格を設定する。

11　支払条件

発注者である警察共済組合埼玉県支部は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

12　その他

入札参加者は、入札後、この公告、仕様書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。